

令和4年度 第2回 市川市自立支援協議会 次第

1 日時

令和5年3月24日（金）13時30分から16時30分まで（予定）

2 場所

市川市急病診療・ふれあいセンター2階 第1・2集会室

3 議題

議題	資料	ページ	目安
(1) 連絡・報告事項 ① 令和5年度の市川市家庭等における暴力等対策ネットワーク会議への出席者について ② 成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置について	① なし ② 成年後見制度利用促進基本計画策定について	3	10分
(2) 各部会等の状況について ① 相談支援部会 ② 生活支援部会 ③ 就労支援部会 ④ こども部会 ⑤ 障害者団体連絡会	① 開催概要 ②-1. 開催概要 ②-2. つながり交流研修会参加者アンケートまとめ ③ 開催概要 ④ 開催概要 ⑤ 報告資料	6 9 12 18 19 21	60分
(3) 基幹相談支援センター運営協議会の報告について	① 報告資料	23	20分
(4) 重層的支援体制整備事業について	① よりそい支援事業全体図（案）	27	45分
(5) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者からの事業の実施状況等の報告、協議会からの評価等について	① 共同生活援助について ② 県の条例等の整理 ③ 市川市における手続の流れ（案）	28 31 44	40分

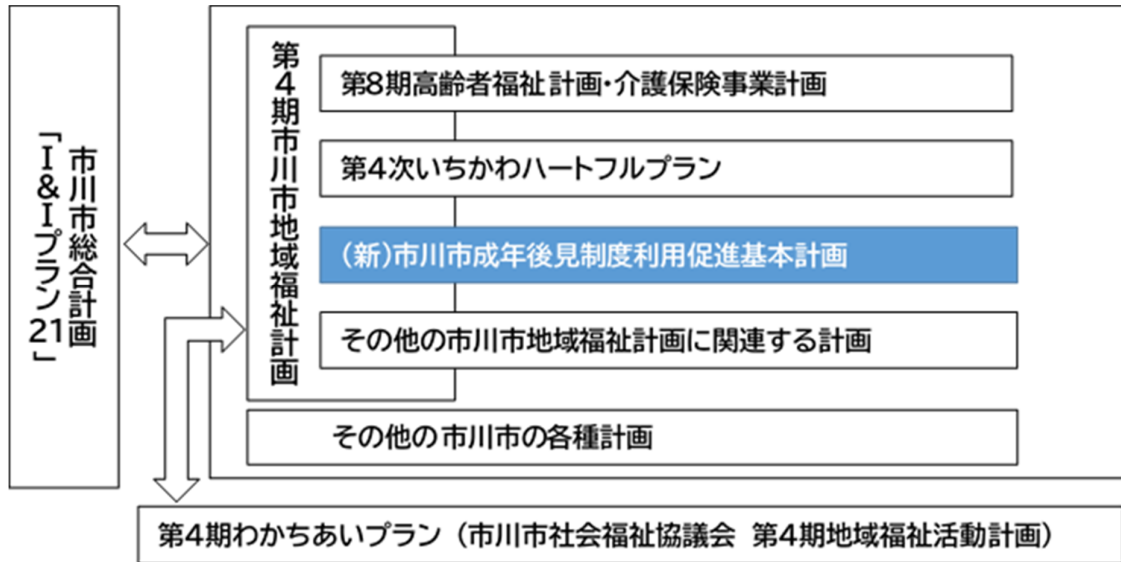
市川市自立支援協議会 構成メンバー名簿  
(R4.12.1～R6.3.31)

	氏名		所属	分類
1	朝比奈 ミカ	あさひな みか	中核地域生活支援センターがじゅまる	相談支援事業者
2	長坂 昌宗	ながさか よしもと	基幹相談支援センターえる	相談支援事業者
3	石原 めぐみ	いしはら めぐみ	社会福祉法人サンワーク (サンワーク相談支援事業所)	相談支援事業者
4	岡部 元輝	おかべ もとき	社会福祉法人いちばん星 (いちばん星相談支援事業所)	相談支援事業者
5	渡辺 隆教	わたなべ たかのり	株式会社エルチェ (エルチェ相談支援事業所)	相談支援事業者
6	圓山 祐生	まるやま ゆうき	社会福祉法人佑啓会 (市川市そよかぜキッズ)	相談支援事業者
7	水野 庸子	みずの ようこ	一般財団法人市川市福祉公社	サービス事業者 (訪問系)
8	森田 美智子	もりた みちこ	社会福祉法人いちばん星	サービス事業者 (日中活動系)
9	岩崎 淳	いわさき じゅん	中核地域生活支援センターがじゅまる (グループホーム等支援ワーカー)	サービス事業者 (居住系)
10	磯部 利江子	いそべ りえこ	社会福祉法人一路会 (かしわい苑)	サービス事業者 (地域生活支援事業)
11	永井 洋至	ながい ようし	アクトレゾナンス合同会社	サービス事業者 (地域生活支援事業)
12	西村 拓士	にしむら たくじ	特定非営利活動法人いちされん (障害者就業・生活支援センターいちされん)	就労支援関係者
13	寺尾 貴宏	てらお たかひろ	社会福祉法人サンワーク (サンワークL事業所ぱれっと)	就労支援関係者
14	久保 好子	くぼ よしこ	障害者団体連絡会 (市川市視覚障害者福祉会)	障がい者団体
15	植野 圭哉	うえの けいや	障害者団体連絡会 (市川市ろう者協会)	障がい者団体
16	山本 邦昭	やまもと くにあき	障害者団体連絡会 (そよかぜの会)	障がい者団体
17	田上 昌宏	たがみ まさひろ	障害者団体連絡会 (市川手をつなぐ親の会)	障がい者団体
18	谷藤 利子	たにふじ としこ	障害者団体連絡会 (心の健康を守る会家族会 松の木会)	障がい者団体
19	小泉 好子	こいずみ よしこ	障害者団体連絡会 (千葉発達障害児・者親の会「コスモ」)	障がい者団体
20	山崎 泰介	やまざき たいすけ	社会福祉法人市川市社会福祉協議会	権利擁護・地域福祉関係者
21	松永 義昭	まつなが よしあき	市川市民生委員児童委員協議会	権利擁護・地域福祉関係者
22	徳江 美由起	とくえ みゆき	社会福祉法人春濤会 (こども発達支援センターやわた)	障がい児支援関係者
23	川端 佐知子	かわばた さちこ	須和田の丘支援学校 (教諭・特別支援教育コーディネーター)	障がい児支援関係者
24	杉浦 望	すぎうら のぞみ	千葉県市川健康福祉センター(市川保健所)	精神保健福祉関係者
25	高木 憲司	たかき けんじ	和洋女子大学家政学部家政福祉学科	学識経験者

# 成年後見制度利用促進基本計画策定について

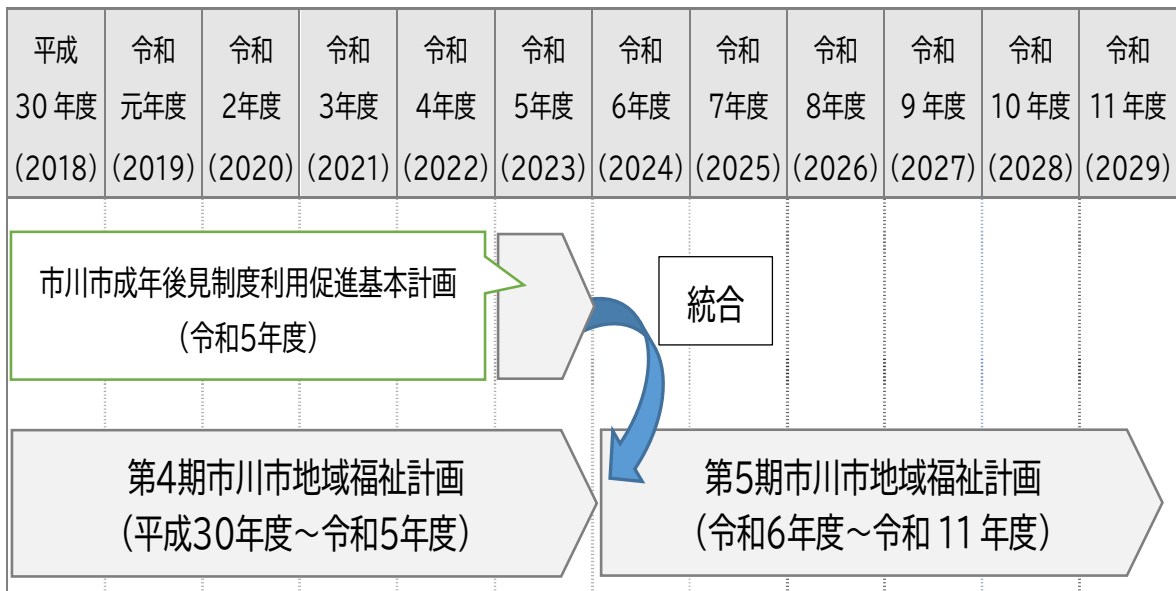
## 計画の位置づけ

- 福祉分野の上位計画である「第4期市川市地域福祉計画」と一体的に取り組み、その他関連する個別計画とも整合性を図る。



## 計画期間について

- 本計画は、高齢者や障がい者などの分野を横断的に取り組む基本的な計画であることから、計画期間を令和5年度の1年間とし、令和6年度からは市川市地域福祉計画に統合します。



# 計画における目標

## 基本目標

だれもが住み慣れた地域で、お互いに支え合い、尊厳が守られながら、その人らしく安心して生活できる地域づくりを目指します。



基本目標を実現するため、3つの「施策目標」を設定する。

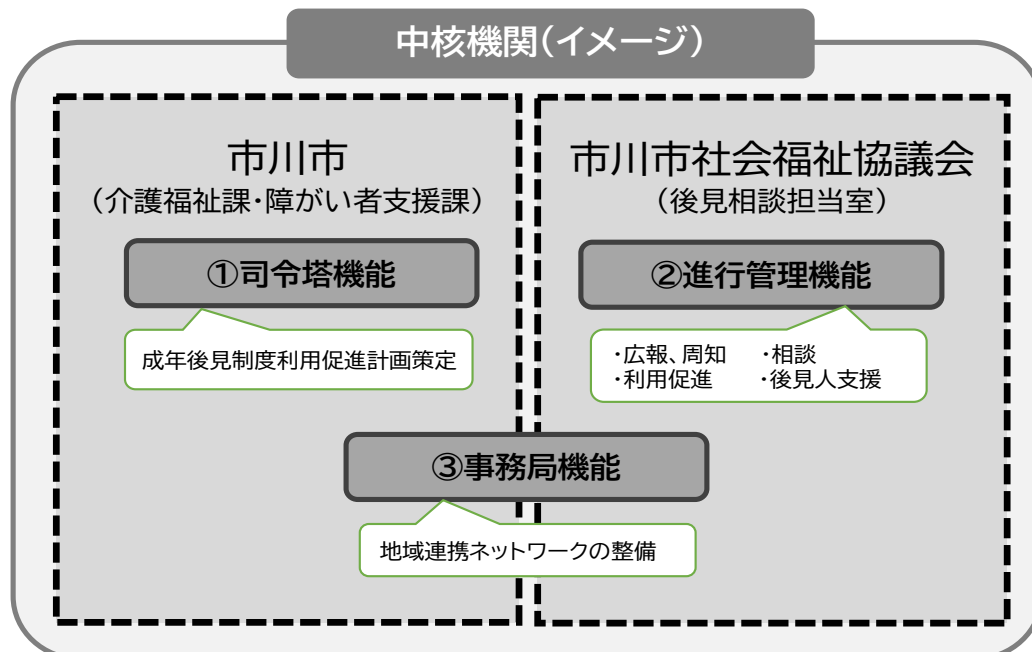
①制度への理解促進

②安心して利用できる制度の運用

③中核機関の設置と地域連携ネットワークの仕組みづくり

## 中核機関の実施体制

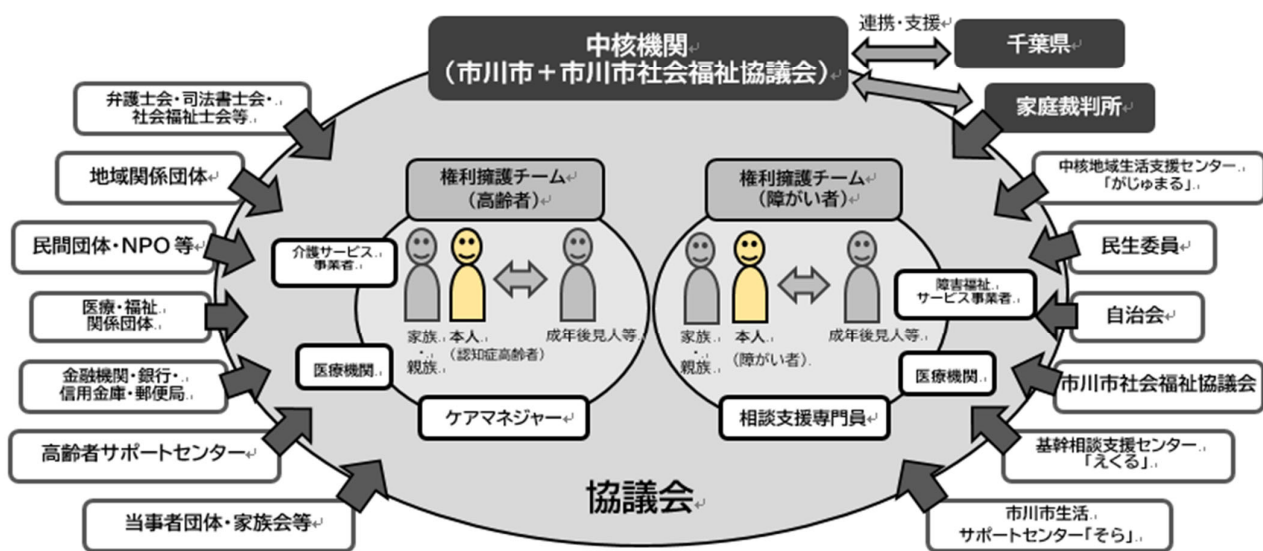
●成年後見制度の利用促進に向けて、全体構想の設計(計画策定)等の司令塔機能は本市が担い、「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の進行管理機能は市川市社会福祉協議会が担います。また、協議会の運営や地域連携ネットワークの整備等の事務局機能は本市と市川市社会福祉協議会が双方で担い、連携することで円滑な運営を行っていきます。



# 中核機関の実施体制②

## 市川市地域連携ネットワーク【イメージ】

<p><b>機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止機能効果</li> </ul>	<p><b>役割</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援</li> <li>◆ 早期の段階からの相談・対応体制の整備</li> <li>◆ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築</li> </ul>
--	--



## 相談支援部会 開催概要

0 開催概要	
R4年度 第4回 11月10日(木)	部会 対面開催 10:00~11:50
R4年度 第5回 1月12日(木)	部会 対面開催 10:00~11:45
R4年度 第6回 3月9日(木)	部会 対面開催 10:00~12:00

1 課題・問題意識
<p>① Is-net より</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・情報交換会において公開グループスーパービジョンを行い、実際の様子を会員に見てもらい、グループスーパービジョンの概要や抽出された地域課題の共有を行った</li><li>・強度行動障害のケースについて、サポート事業の実施をし、また暮らしの場について、今後、社会福祉審議会の障害部門で話題提供の依頼をえくる長坂氏に行った</li><li>・相談支援専門員と、学校や保育園等とスムーズな連携がとれるよう、関係者向けに説明文等を市のホームページに載せられないか検討を行った など</li></ul>
<p>② 権利擁護連絡会より</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・来年度、中核機関が出来るため期待する など</li></ul>
<p>③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業より</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市川市内に精神障害の方が宿泊出来て、かつ宿泊スタッフがいる場所がなく、必要(複数の法人で体制を整え、事業が長く継続出来るような仕組みが大事)</li><li>・入院中の方が生活の体験が出来て、生活能力が評価出来る場があるといい</li><li>・受け入れ側の短期入所では、知的障害と精神障害の対応が異なるため、精神障害に特化した受け入れ先が必要 (レスパイトやクライシス対応など、入院以外の選択肢となる施設)</li><li>・相談窓口の拡充が必要(基幹相談支援センターの拡充)</li><li>・地域の受け皿、それを支える民間事業者や人材の確保が必要 など</li></ul>
2 短期的目標
地域課題が山積しているが、相談支援部会として改めて何に取り組んでいくか目標設定をする
3 中・長期的目標
相談支援事業所および相談支援専門員の体制作りや、人材育成および質の担保・向上 市川市地域全体における相談支援体制の仕組み作り
4 上記1を裏付けるデータ
5 上記1に対する方策・取組
各関連会議を主体として、各種研修会等を実施

## 6 取組の成果

相談支援部会において、関連会議からの報告の場において書面および口頭にて、報告がなされている

## 7 本会議や他部会・関連会議体に求めるもの

地域課題があげられているが、優先順位を付け、どの課題に取り組んでいくべきか一定の方向性を示す

## 8 その他

地域生活支援拠点等事業

⇒市川市地域生活支援拠点等事業の機能・運営状況報告について、コーディネーターより報告あり

- ・チェックリストを活用し、検討を行った結果、課題は把握しているが、どこから手をつけていくか、どこから対応していくか
- ・出来ていないことだけでなく、出来ていることを積み重ねることで知恵を出す
- ・緊急と思っているが、短期入所側より受け入れを断られる事情もある
- ・拠点コーディネーターが委託の相談のような動きも含んでいるのではないか など

市川市における中核機関

⇒市川市社会福祉協議会の担当者より口頭説明あり

## 9 関連会議の開催概要

### 9-1 Is-net

10月13日 研修会「成年後見制度について」

10月25日 幹事会

12月2日 情報交換会「市川市におけるグループスーパービジョンについて」

1月11日 幹事会

1月19日 研修会「グループホームと相談支援専門員の連携について」

(グループホーム等連絡協議会との合同開催)

1月23日 ぶっチャけ会「日頃のストレスぶっチャけましょう～相談支援あるある～」

3月1日 幹事会

### 9-2 障害者権利擁護連絡会

11月29日 セミナー開催「これからの後見制度を考える～利用者がメリットを実感できる制度にするために～」

12月15日 定例会

### 9-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

---

9月2日 実務者会議「市川市地域生活支援拠点等事業」について

11月29日 第1回千葉県基幹相談支援センター大会 2022

12月6日 研修会「柏市の地域生活支援拠点を参考に、市川市の地域生活支援拠点を考える」

2月1日 代表者会議

2月2日 第1回いちかわ「居住支援」勉強会（共同開催）



## 生活支援部会 開催概要

### I 部会開催概要及び部会における課題と課題の対する取り組み状況

- 第1回部会 5月10日 幹事・副幹事選任等・つながり交流研修・強度行動障害支援  
地域生活支援拠点事業状況について 8050アンケートについて
- 第2回部会 7月12日 8050アンケートについて 強度行動障害の支援について  
つながり交流研修会案内：8月26日（金）午後3時から
- 第3回合同部会（相・生）9月8日 各部会からの報告・地域生活支援拠点事業報告と課題  
市川重層的支援体制整備事業について
- 第4回部会 11月8日 本会概要 第8次千葉県障害者計画策定に係る回答案  
つながり交流研修会報告 強度行動障害の支援について  
8050アンケートについて 地域生活支援拠点等事業検証報告
- 第5回部会 1月10日 第8次千葉県障害者計画策定に係る県への回答（共有）  
ソナエプロジェクト(GH調査)つながり交流(行動障害について学ぶ)  
地域生活支援拠点事業報告（共有）障害者週間活動報告（共有）
- 第6回部会 3月14日 ソナエプロジェクト(GH調査)  
地域生活支援拠点事業報告（共有）  
令和4年度第2回市川つながり交流研修会報告と意見交換  
行動障害について学ぼう！活かそう！そして繋がろう！！  
38事業所72名参加 アンケート回答37名 →次年度も継続

### 1 課題

- ①人材育成→地域で支え合う→専門職育成(強度行動障害・医療的ケア・高次脳機能障害)  
・法人の垣根を越えた繋がりを意図（顔がわかる関係）  
・世代交代と市川市の強みや良さの継承 ・中核を担う人材育成
- ②地域生活支援拠点事業について  
・実施におけるモニタリングと見えてきた課題の共有  
・未実施の機能の検討（体験の場・専門職育成・相談）
- ③部会として取り上げるテーマ  
人材育成 →市川繋がり研修（年2回実施）の継続  
→専門職育成について：強度行動障害について知り学び地域で支える。  
暮らしの場 →グループホームニーズ調査の実施 8050世代の暮らしを考える  
地域生活支援拠点事業 →課題の共有・相談事業所との協働・モニタリングの仕組  
体験の場・専門職育成

### 2 短期目標

8050世代へのアプローチ 拠点事業の評価と再計画 強度行動障害の方について学ぶ

### 3 中長期目標

人材育成と確保と定着 8050世代へのアプローチ 強度行動障害の方を支える（仕組）

#### 4 上記1を裏づけるデータや5取組

人材育成 →前年度の繋がり研修実施アンケート r4年度繋がり研修実施とアンケート  
→重心サポート連絡会アンケート結果（看護職の確保・通所先の拡充）  
暮らしの場 →グループホームニーズ調査の実施と分析（高齢世帯の本人を地域で支える）  
地域生活支援拠点事業 →登録者状況と具体的事例の共有・運営協議会の在り方  
**えくる運営協議会を活用、実施。**  
**課題の整理と短期・中期・長期の目標立案**  
**体験の機会と地域移行（病院・入所）の視点が強調**  
**人材の育成→部会機能の活用もあり（医ケア・強度行動障害）**

#### 6 取組の成果

人材育成 r4度第1回繋がり研修8月26日実施・アンケート実施・まとめ  
対面式・26事業所48名参加・就労系事業所から多数参加  
**r4度第2回繋がり研修3月2日実施・アンケート実施・まとめ**  
(重サポ) 学齢医療的ケア児の在学状況一覧：通所先の拡充・研修会開催予定  
地域生活支援拠点事業  
**2月17日 いちされん「市川市地域生活支援拠点等事業について」研修会**  
身体・知的・精神のコーディネーターから事例を通して理解を深める  
**事業内容を知らない事業所や職員も多く、面的整備の仕切り直し。**

#### 7 本会議や他部会に求めるもの

- 人材確保（福祉人材・看護職の確保）
- 8050世代が抱える課題と具体的取り組み
- 相談支援から見えてくる課題の共有・重層的支援体制整備事業の共有
- 障害者週間イベントの情報共有

#### 8 その他

部会委員 浦林 翼（メンタルヘルス診療所しっぽふぁーれ）12月末退職 後任未  
細界裕人（ハピネス行徳そると）3月末をもって退職 後任未  
**後任：特定非営利活動法人千葉精神保健福祉ネットハピネス行徳 池沢康子氏**

#### II 関連会議の開催概要

##### ①日中活動連絡会

- ・虐待防止の取り組みについて(共同研修会等) ・虐待防止研修について(取り組み状況)
- ・人材確保：12月19日定例会にて：人材派遣会社（セントケア）の方から話を伺う。  
→人材派遣会社と何かできないか（市川特集版など）  
→人材不足もあり会議そのものに参加が難しい現状あり。

##### ②居宅介護連絡会

- ・未 但し介護保険訪問介護協議会監事との話より訪問・介護保険関係事業所で研修会企画へ
- ・人材確保：**初任者研修を実施。次年度も実施予定であるため発信をする。**  
→夜間帯や朝などのヘルパー派遣はニーズが多いがなかなか人材難で対応困難  
→人材派遣会社とのコラボレーション

③重症心身障害児者サポート会議（略：重心サポート会議）

- ・ 看護師確保の課題：11月15日研修会企画（社福）リベリタス代表伊藤氏 60名参加  
「重症心身障害児者、医療的ケア児者を支える社会資源について考える」
- サブタイトル 市川市内の地域づくり・意識づくり
- グループワークから得た参加者コメントの集計からまとめ。市川市としての方針を明確化
- ・ 医療的ケア生徒一覧より生活介護事業所の必要性

④グループホーム等連絡会

- ・ 市川圏域障害者グループホーム等連絡協議会令和4年度 特別勉強会開催について（9月22日）
- ・ 市川圏域障害者グループホーム等連絡協議会第1回管理者勉強会（12月1日）
- ・ 第48回千葉県障害者グループホーム講座開催（9月30日）「グループホームを終の棲家に！」  
65才以降を考える
- ・ 数字上のホーム入居者数は達成（9,000人）：福祉未経験事業者のホームの質の底上げ
- ・ 市川で初めての日中サービス支援型開設にあたり自立支援協議会への報告について  
3月自立支援協議会で共有後、方針を確定
- ・ 8050リスト調査（ソナエプロジェクトのスタート）について  
40歳以上の方：知的障害の方 区分6（4・5・6）ニーズは多い。  
計画相談なし・緊急度が高い方の人数把握・ホーム開設情報の共有・情報の届け方等  
ホーム空床率10%：様々な理由あり。丁寧に入居支援を重ねていくことが大事。  
拠点コーディネーターとして参加したい

⑤高次脳機能障害児者サポート会議

- ・ 家族交流会を企画（9月27日）集まりが少なく中止となる。再度、実施予定
- ・ 11月22日：高次脳サポート会議：事例検討（千葉県高次脳センター協力のもと）  
新しくリボングループやビルド（就労移行）なども参加 1月・3月開催予定
- ・ 1月24日：高次脳機能障がい児・者家族交流会 3家族4名参加  
アンケートより解決策がなくても自分の置かれている状況を離すだけでも落ちつく。他家族の悩みを聞いて良かった等
- ・ 地域活動支援センター「ココ」（高次脳機能障害の方を対象）3月で終了

次年度のテーマ

（3月部会で委員より…）

次年度開催予定	奇数月5月・7月・9月・11月・1月・3月 第2火曜日
	10時30分から12時30分
場 所	大洲ふれあいセンター2階集会室

# 令和4年度第2回市川つながり交流研修会

## 参加者・アンケートまとめ

### 開催概要

令和5年3月2日 18:00～開催 教育会館 多目的ホール

参加者 72名 38事業所

事業所 生活介護29名/11事業所 就B15名/5事業所 放デイ児発13名/10事業所


入所2名/2事業所 相談2名/2事業所 GH6名/5事業所

中核1名 困窮1名 行政3名


アンケート回答 37名

令和4年度第2回市川つながり交流研修会

**行動障がいについて学ぼう！活かそう！そして繋がろう！**



橋 聡子さん  
社福)一踏会 咲楽苑  
サービス管理責任者



縄岡 好晴先生  
明星大学  
人文学部准教授

今回は行動障がいの方への支援について、市川市内における事業所での実践報告と、行動障がいの支援に関する調査研究や自治体や事業所へのコンサルテーションを行っている縄岡准教授から行動障がいへの支援についての講義をいただきます。現場での悩みやトラブルなどを解決できる糸口がそこにあるかもしれません。

一人で悩まないで市川みんなであつながり一緒に考えましょう！

日時：令和5年3月2日(木)18時00分～20時00分  
場所：市川市教育会館 多目的ホール 定員：60名  
対象者：行動障がい(児)者の支援のヒントを得たい現場職員の方  
参加費：無料  
持ち物：ご自身の名刺

～市川つながり交流研修会プログラム～

18時00分～ 開会挨拶 (※受付17時45分から)

18時10分～ 講義①『行動障がいへの基本的な支援とは？』  
～私たちが考え実践すべきことは？～  
(50分) 講師：明星大学人文学部福祉実践学科 准教授 縄岡 好晴先生

19時00分～ 休憩 (10分)

19時10分～ 実践報告『障害特性に基づく支援～地域生活の実現をはかるために～』  
(30分) 講師：社会福祉法人一踏会 咲楽苑 サービス管理責任者 橋 聡子さん

19時40分～ 講義②『まとめ』  
(15分) 講師：明星大学人文学部福祉実践学科 准教授 縄岡 好晴先生

19時55分 閉会挨拶

20時00分 閉会

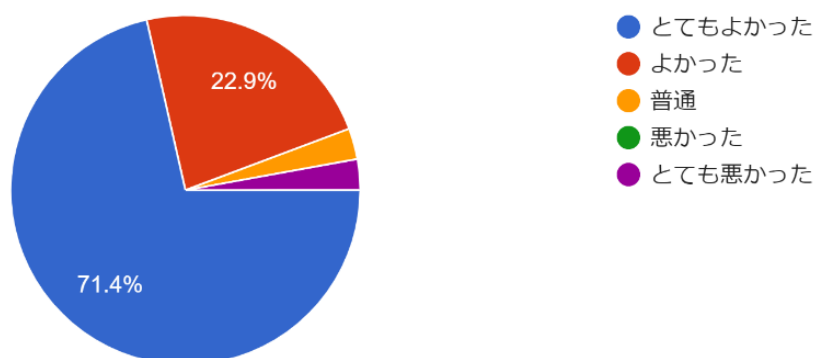
申し込み締切：令和5年2月17日(金)  
申し込み方法：裏面に申し込み用紙添付

**主 催：市川市自立支援協議会生活支援部会**



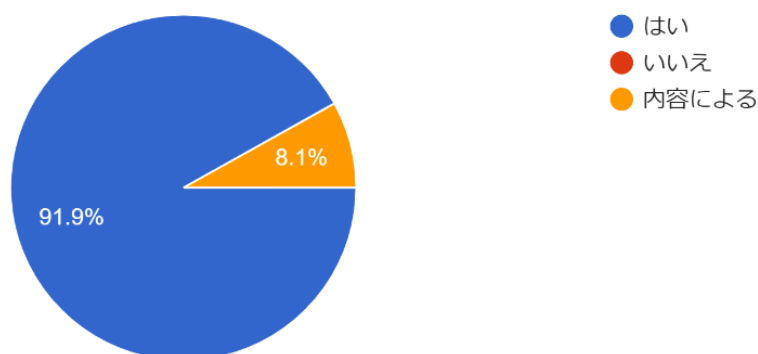
### ①今回の研修はいかがでしたか？

35件の回答



### ②今回のような研修があればまた参加したいですか？

37件の回答



### ③今回の内容について質問したいことなどありましたらご記入ください

・自閉症の方へ特性の理解についてわかりやすく説明していただき障害についてより理解を深めることができました。利用者の方のことをアセスメントをすることにより特性と行動の理由を知り、強みを生かした環境調整を行うことで、問題行動と言われる行動が減り、利用者の方の生活の質を高めることができますと思います。私自身、今年度強度行動障害のかたへ、アセスメントや環境調整を行うことにより、問題行動といわれていた行動が、劇的に減少していくということを目の当たりにしました。自分自身、手立てがないと勝手に思い込んで利用者の方のことを知ろうとしていなかったのだと痛感しました。どんな問題行動と言われることにも理由があり、その方のことを理解することで、問題行動と言われていた行動を軽減することができ、利用者さまご本人にとっても、また支援者にとってもよりよい環境になっていったと思います。また、今回人材育成のお話もありましたが研修で学んだことを実践を通して研修を、受けた個人だけでなく事業所、そして法人全体へフィードバックすることがとても重要だと思いました。（介B）

---

・支援時に、動画をとることは、よくあることなのではないでしょうか。検討時にとっても参考になると思いましたが、その取り扱いをどのようにしているのかお聞きしたかったです。(行政)

・普段の支援について改めて考えさせられました。咲楽苑様の方で縄岡先生に来てアドバイスを頂いたとの事ですが、こちらでもお願いをすることは可能でしょうか？(生介)

・子供(利用者)の今後は長いです。特性を理解し、過ごし易い環境を作るだけでなく今後の集団生活にむけてどのように働きかければ良いか悩みの種です(児)

・人材育成について動画(研修)があれば視聴してみたいです(GH)

・"ワークシステムを行うには、どうしたらいいのか？専門の人を必要とするのか？(児)

・実践報告について、先生がお話ししていただいたことを映像で見ることによって勉強になりました。色々な人がいると思いますので、別の対応方法を今回のように目で見られると、大変良いと思いました(児)

・参考になりました"(生介)

・咲楽苑さんではパニック時に落ち着けるもの(活動も?)選べるとのことでしたが、何が選べるのかよく見えませんでした。その選択できるもの(活動)が因子となりえる場合、パニック(による行動)が増加してしまう可能性があります、そこをどう考えているのか、質問したかった 一質問できました ありがとうございます。(児)

・元々Dさんのために作ったホームなのか(生介)

・Dさんに関わる職員の情報共有の方法(書面+口頭+実践??)(生介)

・施設が狭くて、ご本人だけのワークシステムをすることができませんが、ご本人の様子を考え、車に乗っていることや、少人数でいることがご本人が安定している様子が見られました。ただB型のための咲楽苑の方法では難しいと思いました(就B)

・とても勉強になりました ありがとうございます(児)

・チームとしてとりくむ必要は感じているが、協力しあう環境をどう作っていけばいいのか(入所)

・"靴下、シャツ、ズボン、マスク、上履きを破いてしまう。ひどい時にはトイレへ流してしまう利用者に対しては、モノへの必要性を理解してもらいたいが、支援以前に「見守りが出来ない」と言われてしまう。簡単なスケジュールやカードを考えていたが、「他の職員にはできない」とのこと どのように、わかりやすく伝えたらいいのか困っている。

職員が変わり、ご本人の行動パターンが変わってきたように思える。(生介)

・ご本人を理解することがとても大切なだとわかりました。実習生で、行動障害の方がいらっしゃるんですが、5日間どこまで理解できるか、アセスメントが取れるか心配ですが、ご本人が合った通所先へ通えるように支援していきたいと思います。"(B移)

・回数、時間、持続時間 以外に分析するために参考となる指標はあるのでしょうか(行政)

---

④今回の研修会をふまえ、次回以降に企画してほしい研修内容があればご記入ください。

事例を多く取り入れた研修をしてほしい。 咲楽苑さんの講義はとても良かった。 GH

として知的の方、精神の方、色々なパターンがあると思うので、このような利用者さんがいて〇〇したら良くなった等の研修が聞きたいです (GH)

問題行動に対して一般の職員の方は注意、叱責で対応しがちである。そのような職員が注意・叱責によらない(嫌悪刺激を用いない)対応ができるようになる(ための研修や教育)に関する研修を希望したい(児)

障害特性について、より理解を深めるような研修や具体的な事例の紹介や検討といった研修をすることで利用者のかたおひとりお一人の支援に繋がっていったら市川市全体の支援向上につながると思います。(介B)

多くの実践報告や事例検討、そして結果どのようにしたらこうなった、というような、自分の考えと事例でのズレが何であったのかというように、これから取り組む人たちには、勉強になると思いました(生介)

適切な支援について実際に悩んでいる事業所もあると思います。今後どのようにアプローチしていったらよいか、他事業所と事例のディスカッションができればよいと思う(生介)

VIM(こころ健康や生活改善)の研修 理学療法士 林優希乃さん 国際治療リハビリテーション研究所(児)

行動障害の方とのコミュニケーションが難しい、彼を理解するためにも(単発的に実習に来た方だとすると特に..)コミュニケーションを取りたいけれども.....(B移)福祉は人材育成が大切だと感じています 中核的人材養成PGを引き続き開催してもらえると市川全体のスキルアップになると思うので、ご検討をお願いします(困窮)

障害特性の理解とそれに基づく支援小組み立てなどの具体的事例紹介、共有はとても良かったと思いますので、引き続き継続していただければと思います(介B)

今回は大人(成人)の方の事例でしたが、未就学児や小さいお子様の多動、問題行動についての研修会が開催されると有難いです(児)

市内にある様々な資源を知ってもらえるような企画があればいいなと思いました。漠然とでごめんなさい。(介B)

ご家族との連絡手段でおススメの内容(ex)連絡帳なのか、別のノートを作るのかとか...(生介)

‘行動障害とは’お互いに行動障害の定義や知識が一致すると交流が行いやすいと思ったから(行政)

強度行動障害の知識、スキル、まとめる力の研修 様々な精神障害に対応する、スキル、知識(児)

・SSTかティーチプログラムかABAなど・放デイや児発向けの事例報告会など(児)

しっかりと参加者間の交流があり、「つながり」をつくれる研修を希望します。(児)

何がヒントになるかわからないので、たくさんの事例、体験談を聞きたいです(児)

家族が抱える心や生活の負担、悩みに寄り添ったものが知りたいです(児)

様々なケースの現場の実践している内容に基づく話をもっと聞きたい(生介)

発達障害の利用者が多いので、理解できるようになりたいです (B 移)

・他事業所の職員さんと関わりを持てるグループワーク研修 (B)

・就労移行支援・生活介護・移動支援・精神科訪問看護 (GH)

つながりを目的の一つにするなら、グループワークを (行政)

多くの方が共有できるような事例をもっと細かく (生介)

他の団体の実践報告も聞きたいと思いました。 (生介)

高齢化に対応した支援を学びたいです。 (B)

職場のモチベーションをあげる方法 (入所)

⑤その他つながり交流研修会に関するご意見、ご感想などありましたらご記入ください。

先に選択した評価は、事例発表や縄岡先生の講義そのものではありません。上記のものは大変勉強になりました。ただ、時間設定や機器の事前確認等、運営面で改善の余地はあるように感じました。加えて、「つながり交流会」という研修テーマにあった研修内容では全くなかったと考えます。以上、ご参考いただけますと幸いです。(児)

視覚支援・視覚的構造化の有用さを改めて事例を通して理解できたのがよかった。ただ、現実の仕事では他の業務に追われて、それらを準備する時間がほとんどない。反省も含めてそのような準備、あるいは試行錯誤の時間をしっかり設けられるようになればいいと思う (希望) (児)

普段の支援の悩みなど、ざっくばらんにお話できるような茶話会のような形式のものがあると、支援のヒントがもらえたり、話すだけでも心が軽くなったりすることがあるとおもうのでつながり交流会としてそういった取り組みも検討していただきたいです。(介 B)

今回の研修会とても勉強になりました。理解する事、ワークシステム、視覚構造化は明確に文字にしてもらい教わる事で、支援員として利用者に関わるベースになります。参加できて良かったです。ありがとうございました。(生介)

B 型事業所で働く 1 年目の私には関わりのなかった強度障害の方への支援や接し方を知れて良かったです。自閉症の方への支援や接し方等を参考にし、実践したいと感じました。貴重な体験ありがとうございました。(B)

障害のある青年に対する支援事業(?)で何ができるのか考える機会が欲しいのですが・・・同じようなことおと考えている方がいらっしゃるか知りたいです。いつもありがとうございます。(児)

久しぶりに対面式での研修に参加をしてとても有意義でした。今後もこのような機会があれば是非参加させていただきます。準備して下さった皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。(B)

D さんに対しての咲楽苑さんの取り組みを見て、そのチーム力のすごさを感じました。同じ市川市内にこのようなチームがあることを知り、心強く思いました。ありがとうございます。(介 B)



とても良い研修をありがとうございました。施設を会場にする、夜間昼間など様々なパターンがあれば。年齢層、経験年数等対象を絞るのも、自主グループにつながらないでしょうか（行政）

行動障害のある方への支援方法や知識をとても分かりやすくきかせていただきとても感謝申し上げます 今後とも色々な現場知識をご指導下さい（GH）

とても参考になるお話しが聞けて良かったです いぶきでもすぐに実践出来そうなことがたくさんありました ありがとうございました。（B）

このような研修に参加することができ、ありがとうございました。これからの利用者様への支援に早速利用、使用させていただきます。（B）

行動障害に効果的なのは早期発見、早期療育開始と聞き児童発達支援、放課後等デイサービスの大切さを再確認できました。（児）

ワークシステムなどはやはりそれを行うことが出来る方が必要なので、すぐに取り組む事は難しいのかなと思いました。（児）

初めて行動障害の研修に参加させていただきました。大変興味深く聞かせていただきました。ありがとうございました。（行政）

理解する→その基本的なことにアプローチするにあたり具体的な進め方をおききすることができ、再認識できた（介 B）

大変勉強になりました。今後の支援に活かし、チーム一丸となって取り組んでいきたいと思っております。（生介）

夜の時間帯の開催は有難いです。事例をうかがうと、大変参考になり、良い刺激をいただきました。（生介）

もう少し何か他の方と交流できる時間があれば良いかと思います。名刺交換する時間が取れずでした。（B）

前後の方々と交流でき、とてもためになり、刺激になりました。ありがとうございました。（GH）

ちょっとでも取り組む事が大事 市、自立支援協としてできることを進めていただきたい（生介）

となりの席や近くの席に座っている方との名刺交換を行う時間があり良かったです（児）

他事業所の方とお話しできてよかったです。ありがとうございました。（B 移）

あえて同じ法人で座らず、座席を決めてみてもよいかも・・・（生介）

他の法人の方と利用者のことが話せて、とても新鮮でした。（生介）

1回ではなく、つながるために定期的にしてほしい（児）

充実した研修でした ありがとうございました。（B 移）

参考になりました。 ありがとうございます。（GH）

お忙しい中、計画して頂き感謝しています。（B）

## 就労支援部会 開催概要

### 0 開催概要

2月17日 第3回就労支援部会

### 1 課題・問題意識

#### ① 障がい者雇用代行ビジネスについて

年始に新聞に掲載され問題点を指摘された。上がる雇用率に対応しきれない企業が多く存在（800社）、代行ビジネスを利用している障がい者も多数（全国で5000人）

指導する方の障がいに関する知識不足から虐待まがいの事例も出ている。

雇用元に還元されない仕事がほとんどで、いつ撤退してもおかしくない。

代行ビジネスから離れる企業も徐々に出てきている。退職者の受け皿が心配される。

状況を就労部会で発信し、繋げ先としての危惧される事を共有。

#### ② 質の高い雇用について

上記の課題点（代行ビジネス）から、就労系サービスからも一般企業に対し、障がい者雇用のあり方について良い例を提示していける必要がある。

就労支援担当者会議の場で質の良い雇用について意見交換し、すり合わせ実施。

#### ③ 仕事情報について

最近、Eコマース関連の仕事依頼が増えている（通販の梱包、発送業務等）。

（今回共有された仕事は）仕事単価 10円/個。必要在庫スペース 10畳程度必要。

上記仕事単価以下での受注依頼も複数あり。B型事業所を在庫保管の場として活用すること、それに対しての仕事単価の整合性、受注依頼元の与信等について注意喚起がある。

### 2 関連会議の開催概要

就労支援担当者会議（1/17）

福祉的就労担当者会議（1/12）

福祉的就労担当者会議（2/17）

福祉的就労担当者会議（3/15）

相談支援部会・就労支援部会合同研修（3/14・3/17）

## こども部会 開催概要

<b>0 開催概要</b>	
1月27日(金)	集合開催 14:00～16:00 (出席22名・欠席1名) ①アンケート調査「円滑な地域支援に向けての課題を探る」の報告 ②現在利用できる社会資源について ③意見交換
<b>1 課題・問題意識</b>	
年間テーマ『協働に向けて～円滑な地域支援に向けて課題を探る』 ・障がい児支援体制の充実 ・地域の課題の共有と連携体制の構築	
<b>2 短期的目標</b>	
・地域における障がい児支援の現状把握と課題抽出	
<b>3 中・長期的目標</b>	
・地域における障がい児支援の課題の検討 ・障がい児の支援体制の整備と活用 ・子どもに関わる全ての機関、関係者の連携協働体制の構築「切れ目のない支援体制」	
<b>4 上記1を裏付けるデータ</b>	
発達が気になる子どもは増えており、そこに関わる関係者も多岐に渡っている。子どもだけでなく、保護者の支援も必要になるが、そのための情報が不足している。また、福祉と教育の連携が図りにくいという課題もあるが、要となる相談支援専門員の数に足りず、適切な情報を提供したり、関係機関等と連携を図りながら、切れ目のない支援を行っていく事が難しい現状がある。相談支援を充実させていく事はとても重要だが、すぐに解決できるものではないため、支援機関や事業所の情報を分かりやすく伝える手段や方法を検討する必要がある。また、切れ目のない支援のために、関係機関との連携、特に福祉と教育の連携も求められている。	
<b>5 上記1に対する方策・取組</b>	
・円滑な地域支援に向けての課題を抽出するためのアンケート調査を実施する。 ・第2回こども部会で、アンケート調査の集計結果を報告し、課題について検討を行う。	
<b>6 取組の成果</b>	
アンケート調査を実施 ・調査機関 令和4年11月28日～12月8日 ・対象 市川市内の公立小中学校57校、幼稚園38園、 保育園146園 放課後保育クラブ45か所 ・回答数 190件 ・調査内容 所属している障害児(疑い含む)の相談対応や、地域資源・関係機関とのかかわり、市内に拡充が必要だと思われる機能・資源等について	

- ・調査結果 相談を受けるのは、家族からが多く、来所面談や電話で対応に当たっている。  
相談内容は、「子どもへのかかわりかた」「通級、支援級への移行」「特性、障害理解」「進路選択」「家族への対応」「登校支援」等が主である。  
相談や支援、連携に関する課題としては、①相談機関が分かりにくい、②相談に対応してもらえる機関や専門的な支援を受けられる機関が少ない、③各機関や関係者との情報共有や協議が難しい、④不登校の子どもへの支援先が少ない、⑤保育園や幼稚園、学校、学童等に通う支援が必要な子どものサポートが受けられない、⑥緊急時の対応や短期、長期入所できる場所が少ない、等があげられた。
- ・この調査結果をもとに、更にこども部会で全委員からの補足や意見等を集めた。今後は、幹事会で意見の取りまとめや課題の分析を行い、こども部会で具体的な取り組みを進めていく。
- ・現在進めている取り組み  
『ハンドブック(子育てを支え合うためのサポートについて)』、『事業所リスト』の作成

## 7 本会議や他部会・関連会議体に求めるもの

- ・切れ目のない支援体制の要となる相談支援専門員が、圧倒的に不足している。  
数年ごとにご本人の状態やライフステージが変わる児童期においては、切れ目なく支援を受け続けることがとても重要であるため、児童にも対応できる相談支援専門員を増やしていく必要がある。他部会とも協力して、相談支援専門員の人材確保育成に取り組んでいきたい。

## 8 その他

## 9 関連会議の開催概要

### 9-1 医療的ケア児等連絡会

第2回 1月27日

支援者研修会の実施「医療的ケア児コーディネーターの役割、切れ目のない支援体制作り」

- ・県内各区市町村の状況、障害児の相談支援体制の拡充、民間コーディネーターの配置
- ・ケース検討、医ケア児に関わる機関の運営、支援の現状等について

### 9-2 障がい児支援連絡会

第2回 10月28日『障害児支援の質について』

- ・事業所アンケート、グループワーク「支援の質の向上のために」
- ・市川市への希望等

①相談支援専門員の増員、②セルフプランの方のためにサービス担当者会議の開催

③連携を図りやすくするためにライフサポートファイルの活用

第3回 2月17日に実施予定

令和4年度 市川市障害者団体連絡会

- 4月15日(金) 役員会 出席者8名 急病診療ふれあいセンター  
総会資料作成・総会、本会議内容確認、役員決め
- 5月18日(水) 第7回総会・第1回本会議 出席者16名7名委任  
急病診療ふれあいセンター  
総会 令和3年度活動報告・決算報告・監査報告  
令和4年度活動計画・予算報告  
役員解任・新年度役員選出  
本会議 連絡会からの各委員会の推薦委員決定報告  
参加団体紹介  
田中新市川市長参加 挨拶・要望等語る会
- 7月15日(金) 役員会 出席者6名 急病診療ふれあいセンター  
9月の第2回本会議の内容  
バリアフリーハンドブック改訂版作成について
- 8月19日(金) 役員会 出席者7名 急病診療ふれあいセンター  
危機管理課より情報提供  
9月の第2回本会議の内容  
バリアフリーハンドブック改訂版作成について 他
- 9月21日(水) 第2回本会議 出席者20名 急病診療ふれあいセンター  
市より報告事項  
① 災害時対応のヒヤリングについて  
② 障害者週間について  
③ 総会時の市長への要望事項のその後の状況  
検討事項 バリアフリーハンドブックの改訂の実施、予算、  
改訂の範囲、スケジュールなど
- 10月21日(金) 役員会 出席者7名 急病診療ふれあいセンター  
市からの助成金 バリアフリーハンドブックの改訂について  
11月の第3回本会議内容
- 11月16日(水) 第3回本会議 出席者23名 急病診療ふれあいセンター  
市より報告事項  
① 災害時対応のヒヤリングについて  
② 障害者週間について  
③ 総会時の市長への要望事項のその後の状況  
検討事項 バリアフリーハンドブックの改訂について

令和5年

- 1月20日(金) 役員会 出席者6名 急病診療ふれあいセンター  
2月の第4回本会議の内容  
① 福祉避難所について ヒヤリングの状況と結果など  
② バリアフリーハンドブックの改訂版について  
③ 参加団体の紹介  
④ 委員会等の報告
- 2月15日(水) 第4回 本会議 出席者23名 急病診療ふれあいセンター  
市より報告事項  
① 危機管理課 現在の災害時対応の状況について  
② 障がい者支援課  
福祉避難所について、要配慮者に対する対応  
障害者団体へのヒヤリングした状況  
団体連絡会より  
① バリアフリーハンドブックの改訂版について  
② 障害者週間について  
参加団体の紹介
- 3月24日(金) 予定 役員会 急病診療ふれあいセンター  
バリアフリーハンドブックの改訂版について  
5月の第8回総会・第1回本会議の準備

## 1 開催日時

令和5年2月3日(金)10:00～11:55

## 2 場所

市川市急病診療・ふれあいセンター2階 第1集会室

## 3 参加者 (敬称略)

委員：朝比奈、渡辺、岩崎、小泉、山崎、徳江、高木

(欠席：西村、杉浦)

基幹相談支援センターえる：長坂、芦田

地域生活支援拠点等コーディネーター：山田 ((福)大久保学園)、久野 ((福)一路会)、近藤 ((福)サンワーク)

(福)サンワーク：石原

市川市障がい者支援課：樋口、夏見、山内

市川市発達支援課：大塚、中舘

## 4 内容 (敬称略)

### (1) 地域生活支援拠点等コーディネーター業務の現状と課題について

近藤、山田、久野

- コーディネーターは、現在、相談支援部会と生活支援部会に出席している。そのほか、市とコーディネーターとの連携会議を年4回程度行っている。
- 業務としては、**緊急時前の支援**の業務が多い。
- 必要に応じ、障害支援区分の認定調査への同行、通院同行、通院先探しなども行っている。
- コーディネーターへ事前登録された方の中には、**相談支援専門員がいない方も多い**。
- 3割くらいの方は、どこかの支援機関にもつながっていない方なので、コーディネーターの業務が地域ケースの掘起しにもつながっている。
- コーディネーターの業務に関しては、基幹相談支援センター運営協議会のような評価機関がなく、地域のニーズにマッチしているのか不安を感じている。
- やはり、**相談支援専門員が不足していること、えるが手一杯になっていることが課題**。コーディネーターの事前登録者数も増えており、対応が厳しくなっている。
- 医療的ケアを必要とする方向けの短期入所施設や、精神障がいの方に対応したグループホームや、身体障がいでも体の大きな方に対応可能な設備がある施設が少ないことも課題**。

高木

- 私としては、コーディネーターはサービス系事業所の中核的存在で、基幹相談支援センターは相談系事業所の中核的存在なのかなと思っている。そこが繋がって全体ができ上がっていくといい。

芦田

○いま積極的な支援は必要なくとも、「おまもり」的にコーディネーターに事前登録を申し込むケースは一定数ある。

岩崎

○グループホームはある程度増えていて空きもあるが、精神障がいの方、行動障がい強い方などに対応したグループホームは少なく、できる事業者もない。

徳江

○八幡学園に関しては、そのときどきの空床で緊急時等に対応している。

朝比奈

○障害のあるご本人にとっては、行ったことのない場所に行くのは大変。事前に見学や体験があった方がいい。

長坂

○高齢者向け施設などと上手く組んで対応していけるとよい。

朝比奈

○浦安市では、高齢者向けデイサービスのあとの時間を使って日中一時支援事業を行っている事業所がある。機械浴での入浴もできる。

高木

○介護老人保健施設で医療型短期入所事業を行っているところもある。

芦田

○そういったものは、共生型サービスの仕組になるのかなと思う。

近藤

○えくるがっぱいのために、コーディネーターがバックアップ機能になっている面がある気がする。他市でいう委託の相談支援事業所のような役割かと。

高木

○「病識なく発信も弱いがつながっていないと緊急時に大変な方」とか、「家族的な支援が見込めない方」とか、「一定程度障害支援区分も取れてヘルパーも入れている方」とか、対象者をいくつかの類型に分けられそうな気がする。独居の場合、地域定着支援や自立生活援助もある。そのような事業所に任せて、コーディネーターはそこを上から見ていく感じにしていけないと、ケースがたまっていくと思う。事業者と連携しながら市内の困難な人をどうさばくかが、えくるとコーディネーターに求められていると思う。緊急時支援の件数が成果として挙げられがちだが、大事なはその前の予防的支援。市内の事業者とどう連携するかが大事。そこが地域生活支援拠点の理念かなと思う。

朝比奈

○どこにもつながっていない方がコーディネーターの対応優先度が高くなると思う。えくると一緒にケース検討するなどのメリハリは必要かもしれない。役割分担は整理しづらいが、事前登録者をリストアップして整理していったらどうかと思う。

芦田

○前提として、コーディネーターのマンパワー的限界はあると思う。その充足は必要かと。

朝比奈

○市としても、体制の充実には是非取り組んでいただきたい。

## (2) 千葉県内の基幹相談支援センターの状況について

朝比奈



- 2月2日の千葉県総合支援協議会相談支援専門部会に出席した際は、県から、①**相談支援体制の実態を把握するため、統一した統計項目を作っていくこと**、②**基幹相談支援センターへの研修を強化していきたいこと**、というような話が出ていた。また、**相談支援事業所の増、働く環境整備のため、経営の研究も必要**という話が出ていた。

長坂

- 松戸市は、基幹相談支援センターが3つあり、CoCoだけで相談員が7名いて、市全体では20名程度いる計算。浦安市は、人口約15万人に対して8名の相談員がいる。船橋市と柏市には委託の相談支援事業所がある。それと比較すると、**えくるは相談員が7名のみ。この規模は、他市の規模から言うと、ちょうど行徳地区分をカバーする程度だけの人員になっていると思う。えくるのスタッフは手一杯になっていると感じている。**今後もこれが続くのかな、というのが素直な感想。

芦田

- 地域によって基幹相談支援センターの立場はそれぞれ。ただ、どこも、計画相談支援につながるの難しいと言っている。**基幹相談支援センターの数字だけ見てもしょうがなく、行政も含めて、市内の相談支援全体のパワーを考える必要があると思う。**

朝比奈

- 浦安市は、基幹相談支援センターで精神障がいと発達障がいの部分の対応もしているが、その代わりに、市役所は個別の相談からは距離を置こうとしている。**現状、市川市の障がい者支援課も個別相談に対応しているのだということは、理解しておく必要がある。**
- 他県の例だが、相談支援専門員を外向受け入れのかたちで基幹相談支援センターのなかで育て、サービス等利用計画を作成してそのまま事業所として独立させて送り出すというような工夫をしている。
- 思い切った提案になるが、**えくるでサービス等利用計画を作り、報酬をとることはできないのか。**

市)夏見

- まず指定をとる必要があるが…**メリットとデメリットをよく検討する必要があるかと思う。**

高木

- 例えば千葉市は、委託の相談支援事業所を基幹相談支援センターにしていたが、サービス等利用計画づくりを5年かけて整理してゼロに、というふうにしていた。

芦田

- 実際誰が特定相談支援事業を担うのかなど、検討が必要。**

高木

- 報酬算定という視点で考えれば、**計画相談支援よりもむしろ自立生活援助の方が良いのかもしれない。**

山崎

- 権利擁護の視点から見ると、対利用者という面で見れば、計画相談支援も担うとすると権限が大きくなるので、少し怖いかなと感じた。**慎重であってほしいが、大学と大学病院のようにしっかりルール化しておく必要があると思う。

朝比奈

- 今えくるの中で、**相談支援専門員としての業務の経験がある方**は何人いるか。

芦田

- 1名。**

朝比奈

- 基幹相談支援センターには指定特定相談支援事業者のバックアップの役割もある。**事務的な負

担も含めて、相談支援専門員の業務を基幹相談支援センターが分かっているのかも大事ではないか。

山崎

○全国的に見て、相談支援専門員が十分足りているという地域はあるのでしょうか。

高木

○ないと思う。介護支援専門員の場合は、給付管理も行う立場であるため、毎月モニタリングをすることになっていて、毎月報酬が算定できるが、相談支援専門員の場合はそうではない。ただ、だからと言って相談支援専門員の報酬を介護支援専門員の倍にすることができるかという、似たような業務をやっている点からして、難しい。特定相談支援事業だけで経営していこうというのは正直困難。そのため、日頃の見守りをするのに自立生活援助を併せて行うなどして、どうにか経営を、という趣旨になっている。

朝比奈

○昨日の県の会議資料によると、毎月モニタリングを行っている指定特定相談支援事業所は全体の5%くらいということだった。市川市も似たような感じか。

市)夏見

○データによると、市川市は毎月モニタリングが多い。

長坂

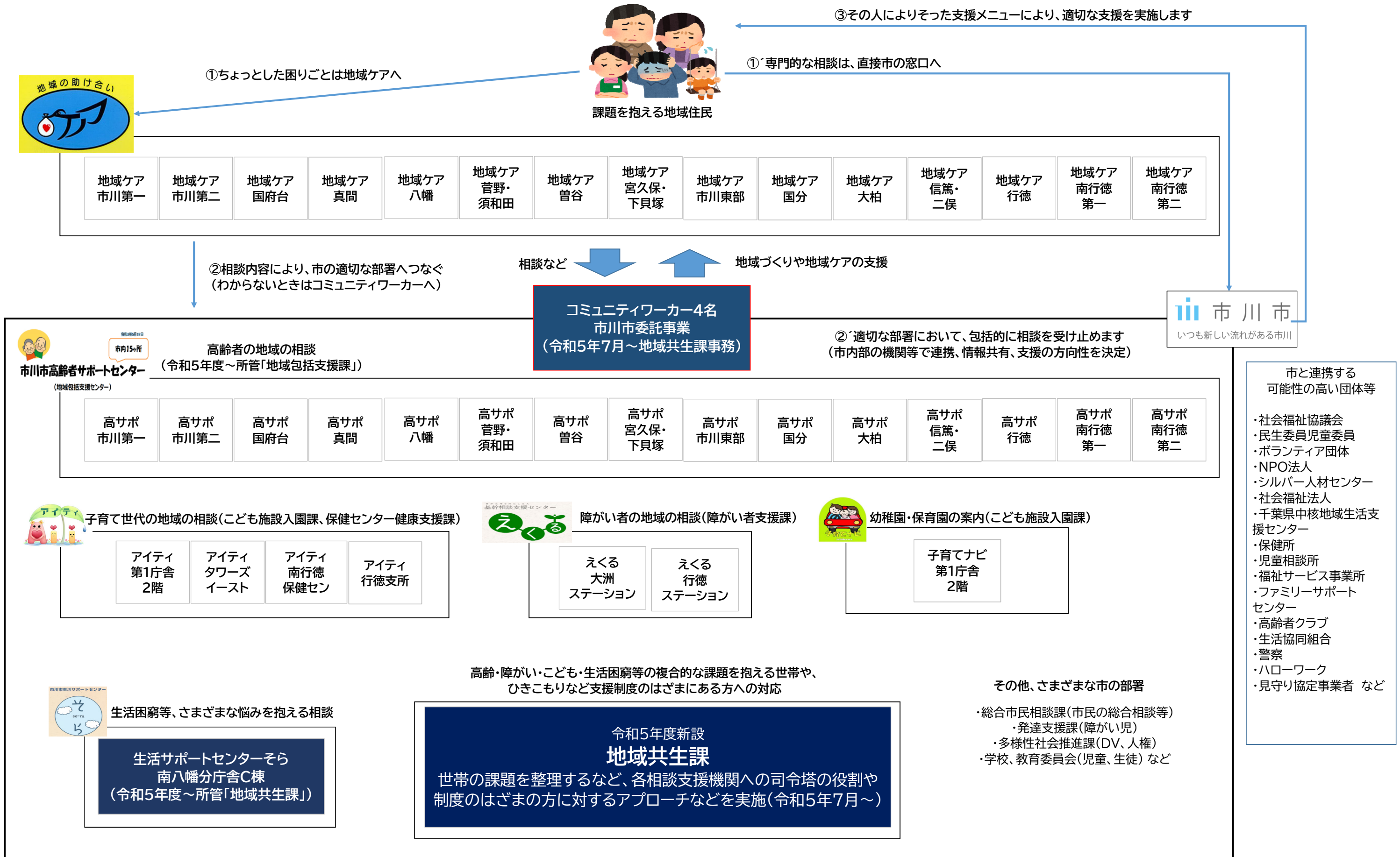
○2月6日に、東葛地域の基幹相談支援センターの集いがある。各市の仕様書を持ち寄って話をする予定。近隣市の仕様書を入手できる。それをもってまた何か話ができるかもしれない。

朝比奈

○他市と比較して、えくる内部でどう考えたかということもセットでお話いただけるとよい。

○また、基幹相談支援センター運営協議会には、指定特定相談支援事業者がもう少しの方がよいかもしれない。大人と児童と一人ずつ。今後ご検討を。

# 令和5年7月～実施予定 よりそい支援事業全体図(案)



# 共同生活援助について

## 1 共同生活援助とは

- 障害者総合支援法5条17項

この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

## 2 指定共同生活援助の3つの類型（定義）

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）

指定共同生活援助 (いわゆる介護サービス包括型)	日中サービス支援型指定共同生活援助 (H30年4月～)	外部サービス利用型指定共同生活援助 (H26年4月～)
上記のまま。	指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、 <b>常時介護を要する者</b> に対して、 <b>常時の支援体制</b> を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助。(213条の2)	指定共同生活援助であって、 <b>当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画の作成、相談その他の日常生活上の援助及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助。</b> (213条の12)

(※ 市川市作成。令和4年12月時点で作成しています。)

### 3 指定共同生活援助の3つの類型（人員、入居定員等）

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第88号）

	指定共同生活援助（いわゆる介護サービス包括型）	日中サービス支援型指定共同生活援助	外部サービス利用型指定共同生活援助
管理者	適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。事業所ごとに常勤 <b>1名</b> 必要。 （事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。）		
サービス管理責任者	個別支援計画の作成・見直しや、他の従業者に対する技術指導・助言等を行う。 事業所ごとに、利用者が <b>0～30人なら1人</b> 、利用者が <b>31～60人なら2人</b> 必要。		
世話人	事業所ごとに常勤換算方法で「利用者数÷6」以上必要。（「5：1」、「4：1」なら報酬に反映）	事業所ごとに常勤換算方法で「利用者数÷5」以上必要。（「4：1」、「3：1」なら報酬に反映）	事業所ごとに常勤換算方法で「利用者数÷6」以上必要。（「5：1」、「4：1」なら報酬に反映）
生活支援員	事業所ごとに常勤換算方法で、「区分3の利用者数÷9」+「区分4の利用者数÷6」+「区分5の利用者数÷4」+「区分6の利用者数÷2.5」以上必要。		配置不要。 <b>外部の居宅介護事業所</b> により介護サービスを提供。
世話人・生活支援員の要件等	○障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。 ○事業所ごとに、 <b>夜間時間帯以外のサービスの提供に必要な員数を確保</b> するものとする（夜間時間帯は利用者の生活サイクルに応じて設定する）。		
夜間支援従事者	-	共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて <b>1人以上</b> 必要。	-
従業者	-	○ <b>1人以上は常勤</b> でなければならない。 ○ <b>常時1人以上</b> の従業者を介護or家事等に従事させなければならない。	-
定員（指定共同生活援助事業所として）	共同生活住居とサテライト型住居の入居定員の合計は <b>4人以上</b> 。		
定員（1つの共同生活住居あたり）	2～10人。 （既存建物を活用する場合等は2～20人。）	2～10人。 （既存建物を活用する場合等には2～20人。知事が特に必要があると認めるときは2～30人。）	2～10人。 （既存建物を活用する場合等は2～20人。）
定員（1ユニットあたり）	2～10人。		
定員（1居室あたり）	1人。利用者のサービス提供上必要と認められる場合は2人も可。（サテライト型住居の場合は1人。）		
その他(1)	-	<b>併設型or単独型の短期入所を必ず設置。</b>	-
その他(2)	-	<b>協議会に定期的に事業の実施状況等を報告し、評価を受け、協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</b>	-

## 4 厚生労働省通知より

日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を**地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る**観点から、法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議）（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に1回以上とする。）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日付障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）より

## 5 市川市内にある日中サービス支援型指定共同生活援助事業所

事業者名	株式会社アニスピホールディングス
事業所名	ビーハック日中支援型障がい者グループホーム市川奉免町
事業所番号	1222700401
指定年月日	令和4年12月1日
所在地	市川市奉免町335-3
電話番号	03-6421-2311
入居定員	19人
併設する短期入所事業所の事業所番号	1212702094
併設する短期入所事業所の利用定員	1人

# 日中サービス支援型共同生活援助における「地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価」について 千葉県において決められている手続の流れ（県の条例、要綱、通知の整理）

## 1 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、新規指定後1年以内に、市町村協議会に、第1号様式、第2号様式を提出する。

新規指定日： \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

1年以内

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 まで

に、市町村協議会に、

○「日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書（事業者用）」（第1号様式）

○「報告・評価シート」（第2号様式）

を提出。

（※ 具体的にいつまでにするかは市町村協議会が定める。）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第88号）201条の10第1項

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

○日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告・協議会等からの評価等に関する実施要綱（千葉県要綱）2条2項

設置者は、市町村協議会等が別に定める期日までに、「日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書（事業所用）」（別記第1号様式）及び「評価・報告シート」（別記第2号様式）に必要事項を記入し、当該市町村協議会等へ提出しなければならない。なお、新規指定後の提出は1年以内とし、以後の提出は1年毎とする。

※「設置者」=日中サービス支援型グループホームの設置者。→つまり、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者。

## 日中サービス支援型共同生活援助における「地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価」について 千葉県において決められている手続の流れ（県の条例、要綱、通知の整理）

### **2 市町村協議会は、速やかに、第2号様式に評価・要望・助言等を記入する。**

○県要綱3条1項

市町村協議会等は設置者から上記第2条第2項に基づき関係書類が提出された際は、速やかに内容を審査の上、当該設置者の評価を行うものとする。

### **※ なお、事業者は、必要に応じて、市町村協議会へ説明を行う。**

○県要綱2条3項

設置者は、必要に応じて市町村協議会等へ当該事業の実施状況等について説明を行うものとする。



## 日中サービス支援型共同生活援助における「地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価」について 千葉県において決められている手続の流れ（県の条例、要綱、通知の整理）

### 3 市町村協議会は、第2号様式の原本を事業者返却する。

※ 第2号様式の写しは、市町村協議会から県協議会に提出する際に使用。

※ 返却を受けた事業者は、①評価等を尊重して質の向上に努め、②記録を保存し、③事業の運営状況とともに積極的に公表する。

○県条例201条の10第2項

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

○県要綱2条4項、6条

① 設置者は市町村協議会等における評価及び助言、要望等を尊重し、当該事業における質の向上するように努めるものとする。

② 市町村協議会等における評価を受けた設置者は、その報告内容及びそれに対する評価、助言及び要望等についての記録を整備し、5年間保存しなければならない。

③ 設置者は、個人情報の保護に留意しつつ、前項で規定する記録及び事業の運営状況を積極的に公表するものとする。

## 日中サービス支援型共同生活援助における「地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価」について 千葉県において決められている手続の流れ（県の条例、要綱、通知の整理）

### 4 市町村協議会は、毎年12月末日までに、第2号様式の写しを添えて、第3号様式を県協議会に提出する。

#### ○県要綱4条

市町村協議会等は年に1回以上、**千葉県総合支援協議会（以下、県協議会）**が別に定める期日までに当該市町村協議会等において実施した評価等の結果を取りまとめの上、「**日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書（市町村用）**」（別記第3号様式）を提出するものとする。

#### ○千葉県通知（令和2年3月31日付障事第1840号）

市町村協議会等は評価結果等を取りまとめの上、県協議会へ**毎年12月末日までに**提出するものとする。

#### ○第3号様式注釈

※ 事業者に対する評価後の「報告・評価シート」の写しを添付してください。

※ 第3号様式の作成者は、**市町村協議会長**となる。（県担当課に確認済み）

## 日中サービス支援型共同生活援助における「地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価」について 千葉県において決められている手続の流れ（県の条例、要綱、通知の整理）

### **5 県協議会は、必要に応じ、市町村協議会に助言等を行うことができる。**

○県要綱4条2項

県協議会は、前項による報告を受け、必要に応じて市町村協議会等に助言等を行うことができるものとする。

### **※ 市町村協議会は、この助言等を尊重し、次回以降の評価等の質の向上に努める。**

○県要綱4条3項

市町村協議会等は、県協議会における助言等を尊重し、次回以降の設置者に対する助言、評価等の質が向上するように努めるものとする。

## 日中サービス支援型共同生活援助における「地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価」について 千葉県において決められている手続の流れ（県の条例、要綱、通知の整理）

### **6 事業者は、翌年以降も、同月頃に同様に第1号様式、第2号様式を市町村協議会に提出することになる。**

○県要綱2条2項後段

なお、新規指定後の提出は1年以内とし、**以後の提出は1年毎とする。**

※ その後の流れは、上記2～5と同じ。

### **7 そのほか、市町村協議会は、必要に応じて、事業者に追加の説明又は報告等を求めることができる。**

○県要綱3条2項

市町村協議会等は、必要に応じて設置者に対し、追加の説明又は報告等を求める**ことができるものとする。**

令和 年 月 日

日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書（事業者用）  
（ 年度分）

市川市自立支援協議会長

所在地

法人名

代表者名

印

上記の件について、下記及び別添のとおり提出します。

記

1 報告・評価シートを提出する事業所

事業所番号	事業所名	新規

※ 今年度初めて提出する事業所については、新規欄に○をつけてください。

2 本件に関する連絡先

担当者名	
連絡先	

# 報告・評価シート

【報告日 年 月 日】

【評価日 年 月 日】

★は、市川市において追加した項目です。

項目	【事業所記入欄】										
1 施設概要	事業者名				人員配置	日中					
	指定日	年	月	日		世話人	生活支援員				
	所在地					人	人				
	定員数（共同生活援助）					（常勤換算後）	（常勤換算後）				
	定員数（短期入所）					人	人				
	共同生活住居数					夜間					
		【住居の内訳】		【定員数の内訳】		世話人（夜間）		生活支援員（夜間）			
		【住居名を記載】		名		人		人			
		【住居名を記載】		名		（常勤換算後）		（常勤換算後）			
		【住居名を記載】		名		人		人			
★ 1-2 職員について	<p>経験年数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者 ○年○月</li> <li>・ サービス管理責任者 ○年○月</li> <li>・ 世話人 ○年○月</li> <li>・ 生活支援員 ○年○月</li> <li>・ その他 ○年○月</li> </ul>										

項目	【事業所記入欄】				
2 利用者状況 (令和 年 月 日 現在)	障害支援区分	人数	内訳	主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）	
	非該当	人		身体	総 数： 人
	区分1	人			主に日中GHで過ごす人数： 人
	区分2	人		知的	総 数： 人
	区分3	人			主に日中GHで過ごす人数： 人
	区分4	人		精神	総 数： 人
	区分5	人			主に日中GHで過ごす人数： 人
	区分6	人		難病等	総 数： 人
	合計	人			主に日中GHで過ごす人数： 人
★ 2-2 利用者への 支給決定の実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇市 △△人</li> <li>・〇〇市 △△人</li> <li>・〇〇市 △△人</li> <li>・〇〇市 △△人</li> </ul>				

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
3 利用者の主な日中の活動について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GH内で主にどのような日中サービスを提供しているか。</li> </ul>	<p>日中をGH内で過ごす利用者に対してどのような支援・サービスを提供しているのかについて記入</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について 前項「2 利用者状況」記載の利用者のうち、外部の日中活動サービスの利用者人数： 人</li> </ul>	<p>主な外部の日中活動サービスの種類について記入</p>
4 利用者に対する地域生活の支援状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているか。</li> </ul>	<p>GH内で過ごす利用者が充実した地域生活を送るために行っている外出・余暇活動等の支援活動の事例について記入</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験的利用等のニーズに対応しているか。</li> </ul>	<p>これまでの体験利用者の人数を記入</p>
		<p>体験利用の事例について記入</p>
5 支援体制の確保について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中・土日を含めた常時の支援体制が確保されているか。</li> </ul>	<p>常時の支援体制確保状況の事例について記入</p>



項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価				
6 地域に開かれた運営について	<p>・家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。</p>	<p>交流機会の事例等を記入</p>				
	<p>・実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。</p>					
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="481 534 831 582">受け入れ人数</td> <td data-bbox="835 534 1261 582">実習生： 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="835 585 1261 630">ボランティア： 人</td> </tr> </table>	受け入れ人数	実習生： 人		ボランティア： 人	
	受け入れ人数	実習生： 人				
	ボランティア： 人					
	<p>受け入れの事例を記入</p>					
7 短期入所の併設について	<p>・地域で生活する障害のある方を積極的に受け入れているか。</p>	<p>受け入れ状況について記入</p>				
	<p>・緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているか。</p>	<p>緊急・一時的な支援等の受け入れ事例について記入</p>				
8 相談支援事業者や他のサービス事業所との連携状況について		<p>具体的な連携状況の事例について記入</p>				

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
9 その他	★ (1) 利用者の個別支援計画の内容は適切か。 (利用者の個別支援計画をご提出ください。)	
	★ (2) 市川市自立支援協議会及び各部会にご出席の際は、 実際に事業所（グループホーム）に勤務している方 のご出席をお願いします（サービス管理責任者等）。	
	★ (3) 可能であれば、事業所（グループホーム）における 事業の実施状況を実際に現地で確認させてください。	
	★ (4) 社会福祉法第82条に基づきサービスに係る苦情を適切 に解決するため第三者委員を置く場合、市川市自立支援 協議会の構成メンバーを選任することは可能か教えて ください。	

令和 年 月 日

日中サービス支援型共同生活援助に関する協議会等への報告書（市町村用）  
（ 年度分）

千葉県総合支援協議会長

市町村名 市川市  
代表者名 市川市自立支援協議会長 山崎 泰介 印

上記の件について、下記及び別添のとおり提出します。

記

1 当該年度において「報告・評価シート」に基づき評価・助言等を行った事業所

事業所名	新規	助言・要望

※初めて評価等を行った事業所は、新規欄に○をつけてください。

※評価のほか、助言・要望を行った事業所は、助言・要望欄に○をつけてください。

※上記事業者に対する評価後の「報告・評価シート」の写しを添付して下さい。

2 本件に関する連絡先

担当者名	事務局（市川市福祉部障がい者支援課） 〇〇 〇〇
連絡先	047-712-8516 shogaishashien@city.ichikawa.lg.jp

# 市川市における手続の流れ（案）

	事業者	事務局 (障がい者支援課)	生活支援部会	本会
5月	毎年5月末までに 第1号様式、第2号様式を提出 →			必要に応じ 相談支援部会も加わる
6月			とりまとめて送付 → 幹事会	
7月			部会	必要に応じて事業者に 出席を求める
8月			幹事会	
9月			部会	必要に応じて事業者に 出席を求める
			評価、要望、助言(案)を確定 ← 送付	
10月				(※ 生活支援部会から本会に諮る) このあたりで 本会
11月				必要に応じて事業者に 出席を求める 評価、要望、助言を確定
12月	協議会から 第2号様式を返却	県協議会に提出		

※ 市町村協議会への定期報告にあたって

設置者は、必要に応じて市町村協議会等へ当該事業の実施状況等について説明を行うものとする。  
(県要綱2条3項)

⇒ (条例201条の10第1項の規定もあるので、) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者としては、  
市町村協議会から部会等への出席を求められたときには、それに応じるのは義務であると言ってもいいレベル。

※ その他

市町村協議会等は、必要に応じて設置者に対し、追加の説明又は報告等を求めることができるものとする。  
(県要綱3条2項)

⇒ お願いレベルになるが、上表以外のタイミングで事業者に部会等への出席を求めることもできる。